

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年二月二十八日
第七百八十八號

金曜日

本報ノ大キサハ規定欄ニ示スル

鳥取縣令第二十號

昭和十六年八月鳥取縣令第四十二號「デフテリア」豫防獎勵規程はこれを廢止する。
昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

告示

鳥取縣告示第七十三號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左の者を指定する。
昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

診療所名稱 診療所所在地 氏名 指定年月日

齒科	瀨口齒科醫院	東伯郡倉吉町大字瀨崎	瀨口進祐	昭和二十二年二月二十日
同	野谷齒科醫院	同 岩倉町	野谷昌俊	同
內科	福榮診療所	日野郡福榮村大字福榮	中田敏夫	同
同	岩崎醫院	東伯郡高城村大字福内	岩崎 武	同

鳥取縣告示第七十四號

東伯郡高城村下米積耕地整理組合設立の件昭和二十二年二月二十一日認可した。
昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

鳥取縣告示第七十五號

西伯郡稻光川耕地整理組合第二區換地處分の件昭和二十二年二月二十一日認可した。
昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

昭和二十二年二月二十八日 昭和二十二年二月二十八日 昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣告示第七十六號

鳥取縣物價監視連合委員會規程を次のように定める。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣物價監視連合委員會規程

第一條 鳥取縣物價監視連合委員會（以下連合委員會と稱す）は地區物價監視委員會の指導及連絡について必要な事項を調査審議する。

第二條 連合委員會の事務局は鳥取縣經濟部商工課内に置く。

第三條 連合委員會は委員長及委員若干名でこれを組織する。

第四條 委員長は經濟部長を之に充てる。

委員は地區物價監視委員長の外左に掲げる者の中から知事が任命又は委嘱する。

一、關係官公廳官公吏

二、關係團體職員
三、學識經驗者

第五條 委員長は會務を統轄する。委員長事故あるときは委員長の指名する委員その職務を代理する。

第六條 委員會に幹事及び書記を置き委員長が任命又は委嘱する。幹事及び書記は委員長の命を承けて庶務に従事する。

第七條 連合委員會は委員長が必要と認めたととき又は委員過半数の要求に依り開催する。

第八條 本會々則に定めるものの外連合委員會の運営上必要ある事項は委員長これを定める。

鳥取縣告示第七十七號

昭和二十二年二月二十五日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉において當選した者は次の通りである。

昭和二十二年二月二十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

第一選舉區

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣八頭郡西郷村大字小畑一六三 谷口 壽瑛

同 岩美郡津ノ井村大字生山 寺坂直次郎

同 氣高郡中郷村大字亀尻 小林 義信

同 鳥取市濱坂四六五 山根萬壽治

農地調整法第十五條ノ十四第三項第三號に屬する者

鳥取縣八頭郡智頭町大字坂原一八四 國岡 靜雄

同 岩美郡大岩村大字岩本 石河 大直

同 氣高郡明治村大字植原三二九 加藤 善市

農地調整法第十五條ノ十四第三項第二號に屬する者

鳥取縣八頭郡中私都村大字下津黒 河上 勅薫

同 氣高郡農實村大字島二四七 加藤 秀造

第二選舉區

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣東伯郡上北條村大字中江四番屋敷門田 定藏

同 日野郡日野村大字榎市 柴田 久吉

同 東伯郡安田村大字八幡一四一 永田 重善

同 米子市灘町三丁目 足鹿 覺

同 西伯郡光徳村大字東坪八三六 淺井 幹

同 同 大高村大字尾高 小塩 曉

農地調整法第十五條ノ十四第三項第二號に屬する者

鳥取縣西伯郡縣村大字石河府四四二 野坂 一

同 東伯郡上小鴨村大字鴨河内二六二五衣笠 直市

同 日野郡日野上村大字宮内三四一 入澤 廉

農地調整法第十五條ノ十四第三項第三號に屬する者

鳥取縣東伯郡上北條村大字大塚二一九 生田 才藏

同 西伯郡成實村大字石井七八二 齊木 光昌